



環政第 1235 号
令和 7 年 3 月 26 日

沖縄県知事
玉城 康裕 殿

沖縄県知事
玉城 康裕



県営畑地帯総合整備事業西原地区に係る環境影響評価事後調査報告書
(令和 4 年度及び令和 5 年度) に対する環境保全措置要求について

沖縄県環境影響評価条例(平成 12 年沖縄県条例第 77 号)第 37 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 12 月 25 日付け宮振第 3112 号で送付のあったみだしの事後調査報告書について、同条例第 39 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり環境の保全について必要な措置を講ずるよう求めます。

県営畑地帯総合整備事業西原地区に係る事後調査報告書（令和4年度及び令和5年度）に対する環境保全措置要求

1 水環境について

令和5年度の地下水調査でL地点において濁度やSSが高くなっている要因については、事後調査報告書（以下「報告書」という。）では「本来の現地の地下水の状況を反映していない可能性がある」として、「水環境の事後調査の結果は、過年度調査結果と比較して大きな変化はなく、評価書の予測の範囲内であった」と評価し、評価書に記載した環境保全措置を継続するとしている。

事業者は、令和6年度において当該要因について調査を実施し、「現時点では地下水流域（西原東流域）全体において濁りに関する項目に異常が発生しているとは考えにくく、L地点の保孔管の周辺に土壌を起源とする局所的な供給源があり、L地点の濁りが発生していると考えられる」としている。

ついては、今回の報告書において、当該調査結果も記載して令和6年度の事後調査結果と併せて要因について考察し、水の濁りの原因が事業による影響と考えられる場合は、追加の環境保全措置を講じること。

また、L地点が調査地点として適さないと判断される場合は、代替地点を検討し適切な調査地点を設定すること。

2 報告書の作成及び送付について

過年度の報告書について、各年度の調査の終了から6か月以上経過した後、知事へ送付されており、令和2年3月30日付け環政第1549号の「事後調査報告書に対する環境保全措置要求を次年度の事後調査へ反映させられるよう、事後調査報告書は早期に提出すること」との環境保全措置要求に対する事業者見解として、令和元年度報告書において「報告書は早期に提出する」と記載している。

しかし、令和4年度報告書の調査期間が令和4年4月から令和5年3月、令和5年度報告書の調査期間が令和5年4月から令和6年3月となっているが、両報告書が知事に送付されたのは令和6年12月となっており、適切な時期に審査を実施することができない状況となっている。

事業者は、知事から必要な措置を講ずるよう求められた場合は、環境の保全について適正な配慮を行う必要があるが、このような状況では、事後調査や環境保全のための措置が適切に実施されないことになることから、報告書は調査終了後速やかに作成し、知事に送付すること。